

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）中一部改正

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

- 5 令和二年七月豪雨による被害の状況に鑑み、第四条の規定にかかわらず、規程第二条第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、依頼者が令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する者であるため、規程第二条第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難である場合を規程第二条第三項第五号に規定する規則で定める場合とし、申告による本人特定事項の確認方法を規程第二条第三項第五号に規定する規則で定める方法とする。この場合において、弁護士等は、当該依頼者について、規程第二条第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、規程第二条第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附則

附則第五項及び附則第六項の改正規定は、令和二年八月二十日から施行し、令和二年七月十日から適用する。